

令和2年5月27日

保護者・生徒の皆様へ

県立赤穂高等学校
定 時 制 課 程

6月1日からの学校再開について

5月21日に緊急事態宣言が解除され、県教育委員会より6月1日から学校における教育活動再開の連絡がありました。

つきましては、感染防止対策を徹底しながら、下記のとおり教育活動を再開します。

なお、6月14日までは、学年を分けた分散登校を行います。

今後、再び感染者数が増加するなど、地域の状況に大きな変化があった場合には、教育活動が制限されることもあり得ますのでご留意ください。

記

1 教育活動の形態について

6月14日までは、分散登校とします。(1年生と2・3・4年生の登校日を分散します)

1年生	6月1日(月)・3日(水)・5日(金)・9日(火)・11日(木)
2・3・4年生	6月2日(火)・4日(木)・8日(月)・10日(水)・12日(金)

※授業内容については、別紙にてお知らせします。

2 6月15日以降の教育活動について

分散登校ではない通常の登校形態での授業を予定しておりますが、変更の可能性もあるため、また改めてご連絡いたします。

以 上

※登校に関する注意事項

- (1) 登校前に必ず自宅で検温を実施してください。
37.5°C以上の発熱、その他風邪症状(咳・悪寒・倦怠感など)がある場合は、無理せず、登校を見合わせてください。(欠席扱いにはしません。)
- (2) できるだけマスクの着用をお願いします。
- (3) 各教室で換気を実施します。体温調節のできる服装を工夫してください。
- (4) 6月14日までにおいて感染が心配・不安で登校できない場合は、保護者からご連絡ください。